

奈良県内教育機関等との「遺贈による寄附協定」の締結について ～「遺言信託」によりお客さまの遺贈ニーズに対応～

南都銀行（頭取橋本隆史）は、増加している遺贈ニーズに対応するため、奈良県内の5教育機関等と『「遺贈による寄附制度」に関する協定』を下記の通り締結しましたので、お知らせいたします。

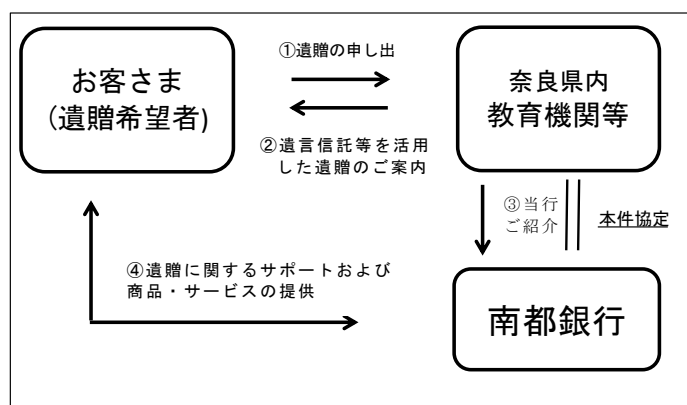
当行は、今後も本協定を通じて、地域のお客さまの多様な遺贈ニーズに対応するとともに、県内教育機関等の「教育」・「研究」・「施設」等の充実に貢献し、地域の振興と発展に取り組んでまいります。

1. 協定書締結先(協定書締結日)

・独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所	(2017年9月13日)
・学校法人 天理大学	(2019年6月11日)
・独立行政法人 国立高等専門学校機構 奈良工業高等専門学校	(2020年5月29日)
・国立大学法人 奈良女子大学	(2020年6月16日)
・国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学	(2020年6月30日)

2. 協定内容等

- (1) 各教育機関は、「遺贈による寄附」の申し出があった場合、遺贈希望者に対し提携する銀行として南都銀行をご紹介いただきます。
- (2) 当行は、遺贈希望者の「想い」を確実に実現するため、専門の担当者が遺贈・相続に係る専門的なアドバイスを実施し、遺言書作成等のきめ細かいサポートをおこなってまいります。*
具体的なスキームは以下の通りです。



*遺贈希望者から当行へ直接相談があった場合についても、同様のアドバイス・サポートを実施します。

3. その他

当行では、お客さまの円滑な資産承継・相続対策ニーズにワンストップで的確かつ迅速にお応えするため、2017年4月から銀行本体で遺言信託の取扱いを開始しています。

【本件に関するお問合せ先】 個人営業部 担当 西田 TEL：0742-27-1701